

ID: 3008

担当部署: 産業観光課

処分の概要	登録票の交付(2以上の市町村の区域に係るものを除く。)		
法令名 根拠条項	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 第19条第3項		
法令番号	平成14年法律第88号		
<p>【基準】</p> <p>法第19条第3項の規定による。</p> <p>3 都道府県知事は、登録をしたときは、その申請をした者に対し、環境省令で定めるところにより、登録票を交付しなければならない。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成 22 年 3 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日